

(別添1)

「伝統産業の日2026」リーフレット等作成業務仕様書

1 本仕様書の位置付け

この仕様書は、「伝統産業の日」実行委員会（以下、「委員会」という。）が発注するリーフレット、チラシ、ポスター及びデジタルサイネージ用データ（以下、リーフレット等という。）に係る契約の範囲について定めるものである。

2 件名

「伝統産業の日2026」リーフレット等作成業務（以下、「本業務」という。）

3 目的

委員会（事務局：京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室）では、京都市伝統産業活性化推進条例（以下、「同条例」という。）に基づき、伝統産業の振興を積極的に推進しており、同条例第15条により規定された「伝統産業の日」（春分の日）を中心として、伝統産業の魅力を国内外において発信し、市民等が伝統産業に対して親しみや関心を持ち、理解を深めることに努めている。

本業務は「伝統産業の日」を中心とした集中期間（2月～3月頃）に京都市内外で実施される伝統産業に関する催しを分かりやすく発信するリーフレット等の作成を行うものである。

4 業務内容

(1) リーフレット等のデザイン、レイアウト及び版下作成

委員会の指示または協議により、受託事業者は「伝統産業の日2026」のリーフレット等を作成する。

(2) 翻訳

委員会が用意した日本語原稿をもとに英語に翻訳する。

(備考) リーフレット等の言語

リーフレット：全面日本語

チラシ：全面日本語・全面英語 各1点ずつ（掲載内容は同じ）

ポスター（縦）：表面日本語、裏面なし

デジタルサイネージ用データ：日本語・英語 各1点ずつ（掲載内容は同じ）

(3) 印刷

以下のとおりの部数でリーフレット等を印刷する。なお、簡易色校正を行うこと。

ア リーフレット 10,000部

イ チラシ 5,000部

ウ ポスター（縦） 250部

(4) 納品

いずれも京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室に納品する。

ア リーフレット（納品期限：1月上旬）

イ チラシ（納品期限：1月中旬～下旬）

ウ ポスター（納品期限：1月中旬～下旬）

※ただし、版下データについては校了後速やかに納品すること。

エ デジタルサイネージ用データ（納品期限：2月上旬）

オ 各種データ（納品期限：校了後速やかに）

※デザイン及びイラスト・写真等のデータは、委員会がイベントのキービジュアルやロゴとして活用するものとし、デザインが確定次第、リーフレット全面の校了前に使用できるものとする。

5 デザインの概要

(1) 規格

ア リーフレット

A4（A3 二つ折り4ページ）両面仕上げ、縦、オールカラー

イ チラシ

A4両面仕上げ、縦、オールカラー

ウ ポスター

B2片面仕上げ、縦、カラー

エ デジタルサイネージ用データ

JPEGファイル、幅1,080×高さ1,920(pixel)、静止画

(2) 掲載内容

ア 「伝統産業の日」のイメージが伝わりやすいキービジュアルを制作すること。

イ 「伝統産業の日」関連事業を分かりやすく紹介すること。

ウ その他の掲載事項の詳細については、契約締結後、委員会と協議のうえ、委員会の指示に従うこと。

(3) その他

ア イラスト、写真等を使用する場合は、受託者において手配・作成すること。

なお、イラスト、写真等は、著作権処理がされたものを使用すること。

イ カラーユニバーサルデザインや見やすいフォント（UDフォント）に配慮し、理解しやすいものにする。

(参考) **別紙1** 「伝統産業の日2024」リーフレット

別紙2 「伝統産業の日2025」ポスター

6 成果物

- (1) 版下データ（以下の2種類）
 - ア 再編集可能なデータ
 - イ アウトライン化済みのデータ※Adobe Illustrator またはこれに準じたソフトウェアに対応するものとする。
- (2) PDFデータ（トンボあり、なしの2種類）
- (3) タイトル等のデザイン素材（PNGファイル）
- (4) 印刷物
- (5) デジタルサイネージ用データ2点

7 スケジュール

時期		内容
令和7年 11月	中	事業者決定、打合せ
	下	
12月	上	
	中	初校完成
	下	校正
令和8年 1月	上	校了、印刷、納品（リーフレット）
	中	
	下	校了、印刷、納品（ポスター、チラシ）
2月	上	校了（デジタルサイネージ用データ）

8 見積書宛名及び請求先

「伝統産業の日」実行委員会 委員長 田中 雅一

9 留意点

- (1) 編集に当たっては、委員会の意向を反映させるとともに、積極的に提案を行うこと。
- (2) 校正は原則3回以上行うものとし、校正作業は委員会が校了と判断するまで行うものとする。
- (3) 受託者の不備による不具合が判明した場合は、受託者の責任において速やかに対応すること。
- (4) 本業務の実施により、得られた成果物に係る著作権のほか一切の権利は、委員会に帰属する。
- (5) 受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後においても、同様とする。

- (6) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (7) 仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、委員会と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、委員会の指示するところによるものとする。